

高浜発電所3,4号機 大飯発電所3,4号機
高感度型主蒸気管モニタ他改造工事に係る設計及び工事計画認可申請について

2023/2/1 15:00~17:00

関西電力株式会社

高浜発電所 計装係課長 他2名

大飯発電所 電気係係長 他2名

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

	No	NRAコメント		当社対応	対応ページ
資料 3 コメント 事項	1	審査会合に向けた、資料修正	(1) 相互に説明（発言）しやすいよう、マスキングによる機密文書保護を考慮し、文章を修正する。（例えば（以下、「変更前の検出器」という。）と追記する等）	相互に説明（発言）しやすいよう文章を修正した。 また、漏えい事象判断フロー、検出器比較結果、応答速度に対する影響評価について、資料3にも記載を追記した。	3,7
			(2) マスキング箇所を必要最小限にする。	マスキング箇所を必要最小限とした。	3,6,7,8
	2	仕様比較表の内、耐放射線について追記する。	健全性に関する説明書に合わせ、仕様比較表に耐放射線について追記した。	3,6	
	3	適用条文の適用要否判断の記号の記載を資料4に合わせる。	適用条文の適用要否判断の記号の記載を資料4に合わせた記載に変更した。 (関連性あり、審査対象外の条文を×→△とした。)	10	
資料 4 コメント 事項	1	検出器更新前後の評価について (漏えい発生からプラント停止判断までの時間軸において、更新前後における応答時間差がどのように影響してくるのか、またどのように評価したのか。)	a. モニタに対する要求事項について体系立てた整理を行う。 2/6 NRA補足事項 ・N16モニタだけでなく、復水器空気抽出器ガスモニタ及び蒸気発生器ブローダウン水モニタについても要求事項の整理及び警報発信時の対応について記載いただきたい。 ・ヒアリングにて、N16モニタ以外のモニタとのAND条件などについて、「総合的に判断」する際の判断内容を整理いただきたい。	復水器空気抽出器ガスモニタ及び蒸気発生器ブローダウン水モニタについても要求事項の整理及び警報発信時の対応について追記した。 (N16モニタ以外のモニタとのAND条件などについてもあわせて追記した。)	4
			b. 当該モニタの警報（注意警報、高警報）発信時の対応について記載する。	当該モニタの警報（注意警報、高警報）発信時の対応について追記した。	4
			c. N16モニタ単体で漏洩を判断する場合について、応答時間の遅れがどのように影響するのか、どのように評価されるのかを記載する。	応答時間の遅れに対する影響と評価について追記した。	12
			d. 現場にて遮蔽体の挿入操作を行う際は、放射線防護対策を行った上で操作が行われることがわかるように記載する。	現場にて遮蔽体の挿入操作を行う際の放射線防護対策について追記した。	4
	2	0.1l/hを測定できることを確認した実機試験等があれば補足説明資料に追記する。	0.1l/hを測定できることを確認した性能試験結果について追記した。	10,11	
3	適用条文の整理結果の記載を明確化	(1) 影響を与えず審査対象条文とならない ⇒ 更新前後で“状態に変更がない”から審査対象条文とならないと明確に記載する。	記載の適正化を行った。	25,26,27	
		(2) 6, 7条および11, 12条の記載の充実化、対象設備が既工認上で、各条文の防護対象設備になっていない事を記載する。	適用条文の整理結果の記載について明確化した。		